

別紙

第 1 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和 50 年 2 月 14 日付直法 2 - 2 「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第 42 条の 5 ～ 第 48 条（共通事項）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>（国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額）</u></p> <p><u>42 の 5 ～ 48（共） - 3 の 2 措置法第 42 条の 6 第 2 項、第 42 条の 9 第 1 項、第 42 条の 10 第 2 項、第 42 条の 11 第 2 項、第 42 条の 11 の 2 第 2 項、第 42 条の 11 の 3 第 2 項、第 42 条の 12 の 4 第 2 項、第 42 条の 12 の 6 第 2 項若しくは第 42 条の 12 の 7 第 4 項に規定する税額控除限度額又は同条第 6 項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額（以下「税額控除限度額等」という。）の計算の基礎となる措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する特定機械装置等、措置法第 42 条の 9 第 1 項に規定する工業用機械等、措置法第 42 条の 10 第 1 項に規定する特定機械装置等、措置法第 42 条の 11 第 1 項に規定する特定機械装置等、措置法第 42 条の 11 の 2 第 1 項に規定する特定事業用機械等、措置法第 42 条の 11 の 3 第 1 項に規定する特定建物等、措置法第 42 条の 12 の 4 第 1 項に規定する特定経営力向上設備等、措置法第 42 条の 12 の 6 第 1 項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備、措置法第 42 条の 12 の 7 第 4 項に規定する情報技術事業適応設備又は同条第 3 項に規定する生産工程効率化等設備等（以下「税額控除対象機械装置等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 法人が取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）において法第 42 条から第 49 条までの規定の</u></p>	<p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>適用を受ける場合 令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされる金額</u></p> <p><u>(2) 法人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年度後の事業年度において法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 54 条第 1 項各号に定める額から当該供用年度後の事業年度において法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けるとしたならば、令第 54 条第 3 項に規定する「損金の額に算入された金額（……金額を加算した金額）」となることが見込まれる金額（以下「損金算入見込額」という。）を控除した金額</u></p> <p><u>(註)1 (2)の損金算入見込額を適正に見積もることが困難である場合には、(2)に定める金額は、令第 54 条第 1 項各号に定める額から、当該供用年度終了の日において、法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等若しくは法第 45 条第 1 項の金銭の交付を受け、法第 46 条第 1 項の賦課に基づいて納付され、又は法第 47 条第 1 項に規定する保険金等の支払を受けることが見込まれる金額（法第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等の交付を受けた金額で返還を要しないことが供用年度終了の日までに確定していないものを含む。）を控除した金額とする。</u></p> <p><u>2 法人が税額控除対象機械装置等の供用年度において税額控除限度額等の計算の基礎となる税額控除対象機械装置等の取得価額を(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に定める金額に基づき税額控除限度額等を計算して申告をしている場合において、供用年度後の事業年度に法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けるときは、令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされる金額に基づき供用年度の税額控除限度額等を修正することに留意する。</u></p>	

二 第 42 条の 6 ((中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>42 の 6-3 措置法令第 27 条の 6 第 4 項第 1 号から第 3 号までに掲げる機械及び装置、工具又はソフトウェアの取得価額が 160 万円以上、120 万円以上又は 70 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具又はソフトウェアが法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>(42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) 中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 27 条の 6 第 4 項第 1 号から第 3 号までに掲げる機械及び装置、工具並びにソフトウェア」と読み替えた場合における 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合を含む。)</u> は、その圧縮記帳後の金額 <u>(上記の 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合にあつては、42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に定める金額)</u> に基づいてその判定を行うものとする。</p>	<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>42 の 6-3 措置法令第 27 条の 6 第 4 項第 1 号から第 3 号までに掲げる機械及び装置、工具又はソフトウェアの取得価額が 160 万円以上、120 万円以上又は 70 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具又はソフトウェアが法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>

三 第 42 条の 9 ((沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>圧縮記帳の適用を受けた場合の減価償却資産の取得価額要件の判定</u>)</p> <p>42 の 9-2 措置法令第 27 条の 9 第 2 項第 1 号の一の設備で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうかを判定する場合において、その一の設備を構成する <u>機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうちに法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるとき (42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) 中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 27 条の 9 第 2 項</u></p>	<p>(<u>圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額</u>)</p> <p>42 の 9-2 措置法令第 27 条の 9 第 2 項第 1 号の一の設備で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうかを判定する場合において、その一の設備のうちに法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第1号の一の設備で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」と、「予定されている」とあるのを「予定されているものがある」と読み替えた場合における 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2)に掲げる場合を含む。)</u>は、その圧縮記帳後の金額 <u>(上記の 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2)に掲げる場合にあつては、42 の 5～48(共)－3 の 2 (2)に定める金額)</u> に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項第2号イ若しくは第3号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円若しくは 500 万円を超えるかどうか又は同項第2号ロ若しくは第3号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一 の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円若しくは 50 万円を超えるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>	<p>同項第2号イ若しくは第3号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円若しくは 500 万円を超えるかどうか又は同項第2号ロ若しくは第3号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一 の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円若しくは 50 万円を超えるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>

四 第 42 条の 10 (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</u></p> <p>42 の 10-2 措置法令第 27 条の 10 第 2 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が 2,000 万円以上又は 1,000 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>(42 の 5～48(共)－3 の 2 (2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 27 条の 10 第 2 項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品」と読み替えた場合における 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2)に掲げる場合を含む。)</u>は、その圧縮記帳後の金額 <u>(上記の 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2)に掲げる場合にあつては、</u></p>	<p><u>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</u></p> <p>42 の 10-2 措置法令第 27 条の 10 第 2 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が 2,000 万円以上又は 1,000 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>42の5～48(共)－3の2(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1億円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>	<p>措置法令第27条の10第2項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1億円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>

五 第42条の11(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定</u>)</p> <p>42の11-2 措置法令第27条の11第2項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が2,000万円以上又は1,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき、<u>(42の5～48(共)－3の2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第27条の11第2項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品」と読み替えた場合における42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。)</u>は、その圧縮記帳後の金額(上記の42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合にあつては、<u>42の5～48(共)－3の2(2)に定める金額</u>)に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1億円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>	<p>(<u>圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額</u>)</p> <p>42の11-2 措置法令第27条の11第2項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が2,000万円以上又は1,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1億円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>

六 第 42 条の 11 の 2 (地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>圧縮記帳の適用を受けた場合の特定地域経済牽引事業施設等の取得価額要件の判定</u>)</p> <p>42 の 11 の 2-1 措置法令第 27 条の 11 の 2 第 1 項の<u>一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第 13 条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が 2,000 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第 13 条各号に掲げる資産のうち</u>に<u>法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるとき (42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) 中「税額控除対象機械装置等につき」とあるのを「措置法令第 27 条の 11 の 2 第 1 項の一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第 13 条各号に掲げる資産のうち」と、「予定されている」とあるのを「予定されているものがある」と読み替えた場合における 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合を含む。)</u>は、その圧縮記帳後の金額 (上記の 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合にあつては、42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(<u>圧縮記帳をした特定地域経済牽引事業施設等の取得価額</u>)</p> <p>42 の 11 の 2-1 措置法令第 27 条の 11 の 2 第 1 項に<u>規定する令第 13 条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が 2,000 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その資産が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (42 の 11 の 2-7 (2) 中「特定事業用機械等」とあるのを「特定地域経済牽引事業施設等」と読み替えた場合における 42 の 11 の 2-7 (2) に掲げる場合を含む。)</u>は、その圧縮記帳後の金額 (上記の 42 の 11 の 2-7 (2) に掲げる場合にあつては、42 の 11 の 2-7 (2) に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>(<u>国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額</u>)</p> <p>42 の 11 の 2-7 措置法第 42 条の 11 の 2 第 2 項に規定する税額控除限度額を計算する場合における特定事業用機械等の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>(1) <u>法人が取得等をした特定事業用機械等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度 (以下「供用年度」という。) において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受ける場合 令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特定事業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>42の11の2-7</u> 法人が特定事業用機械等を事業の用に供した日を含む事業年度(以下「供用年度」という。)後の事業年度においてその特定事業用機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定事業用機械等に係る措置法第42条の11の2第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>	<p>(2) 法人が取得等をした特定事業用機械等につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 <u>令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等(以下「国庫補助金等」という。)の交付予定金額(法第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの)を控除した金額</u></p> <p><u>④1</u> (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</p> <p>2 特定事業用機械等の供用年度において、当該特定事業用機械等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合(当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合を含む。)で、法人が、措置法第42条の11の2第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることはできないものとする。</p> <p>(特定事業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>42の11の2-8</u> 供用年度後の事業年度において特定事業用機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定事業用機械等に係る措置法第42条の11の2第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>

七 第42条の11の3(地方活力向上地域等において特定建物等を取扱した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)</p> <p>42 の 11 の 3-3 措置法令第 27 条の 11 の 3 に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 2,500 万円以上(同条に規定する中小企業者にあつては 1,000 万円以上)であるかどうかを判定する場合において、その一の建物及びその附属設備並びに構築物が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>(42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) 中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 27 条の 11 の 3 に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物」と読み替えた場合における 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合を含む。)</u> は、その圧縮記帳後の金額 (上記の <u>42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合にあつては、42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に定める金額</u>) に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)</p> <p>42 の 11 の 3-3 措置法令第 27 条の 11 の 3 に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 2,500 万円以上(同条に規定する中小企業者にあつては 1,000 万円以上)であるかどうかを判定する場合において、その一の建物及びその附属設備並びに構築物が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>(42 の 11 の 3-4 (2) に掲げる場合を含む。)</u> は、その圧縮記帳後の金額 (<u>42 の 11 の 3-4 (2) に掲げる場合にあつては、42 の 11 の 3-4 (2) に定める金額</u>) に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>42 の 11 の 3-4 措置法第 42 条の 11 の 3 第 2 項に規定する税額控除限度額を計算する場合における同条第 1 項に規定する特定建物等 (以下「特定建物等」という。)</u> の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>(1) <u>法人が取得等をした特定建物等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度 (以下「供用年度」という。)</u> において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受ける場合 <u>令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p>(2) <u>法人が取得等をした特定建物等につき、供用年度後の事業年度において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合</u> <u>令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等 (以下「国庫補助金等」という。)</u> の交付予定金額 (法第 44 条の規定の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>42の11の3-4 法人が措置法第42条の11の3第1項に規定する特定建物等</u> <u>(以下「特定建物等」という。)を事業の用に供した日を含む事業年度(以下「供用年度」という。)後の事業年度においてその特定建物等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定建物等に係る同条第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>	<p><u>適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの)を控除した金額</u></p> <p><u>④1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 特定建物等の供用年度において、当該特定建物等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合(当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合を含む。)で、法人が、措置法第42条の11の3第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることはできないものとする。</u></p> <p>(特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>42の11の3-5 供用年度後の事業年度において特定建物等の対価の額につき</u> <u>値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定建物等に係る措置法第42条の11の3第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>

八 第42条の12の4(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
(<u>圧縮記帳の適用を受けた場合の特定経営力向上設備等の取得価額要件の判定</u>)	(<u>圧縮記帳をした特定経営力向上設備等の取得価額</u>)

改 正 後	改 正 前
<p>42 の 12 の 4-5 措置法令第 27 条の 12 の 4 第 3 項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が 160 万円以上、30 万円以上、60 万円以上又は 70 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>(42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) 中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 27 条の 12 の 4 第 3 項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェア」と読み替えた場合における 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合を含む。)</u> は、その圧縮記帳後の金額 <u>(上記の 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合にあつては、42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に定める金額)</u> に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>42 の 12 の 4-5 措置法令第 27 条の 12 の 4 第 3 項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が 160 万円以上、30 万円以上、60 万円以上又は 70 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>(42 の 12 の 4-9 (2) に掲げる場合を含む。)</u> は、その圧縮記帳後の金額 <u>(42 の 12 の 4-9 (2) に掲げる場合にあつては、42 の 12 の 4-9 (2) に定める金額)</u> に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>42 の 12 の 4-9 措置法第 42 条の 12 の 4 第 2 項に規定する税額控除限度額を計算する場合における特定経営力向上設備等の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p>(1) <u>法人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、当該取得等をして指定事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受ける場合 令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p>(2) <u>法人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、供用年度後の事業年度において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額（法第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特定経営力向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>42 の 12 の 4-9</u> 法人が特定経営力向上設備等を事業の用に供した日を含む事業年度（以下「供用年度」という。）後の事業年度において<u>その</u>特定経営力向上設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定経営力向上設備等に係る措置法第 42 条の 12 の 4 第 2 項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>	<p><u>付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額</u></p> <p><u>④1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 特定経営力向上設備等の供用年度において、当該特定経営力向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合（当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合を含む。）で、法人が、措置法第 42 条の 12 の 4 第 2 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることはできないものとする。</u></p> <p>(特定経営力向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>42 の 12 の 4-10</u> 供用年度後の事業年度において特定経営力向上設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定経営力向上設備等に係る措置法第 42 条の 12 の 4 第 2 項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>

九 第 42 条の 12 の 6（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42 の 12 の 6-1 措置法第 42 条の 12 の 6 第 1 項に規定する認定導入事業者</p>	<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42 の 12 の 6-1 措置法第 42 条の 12 の 6 第 1 項に規定する認定導入事業者</p>

改 正 後	改 正 前
<p>が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備が専ら当該認定導入事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該認定特定高度情報通信技術活用設備は当該認定導入事業者の営む事業の用に供したものとして取り扱う。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>が、その取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備(以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備が専ら当該認定導入事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該認定特定高度情報通信技術活用設備は当該認定導入事業者の営む事業の用に供したものとして取り扱う。</p> <p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>42の12の6-2 措置法第42条の12の6第2項に規定する税額控除限度額を計算する場合における認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p>(1) <u>法人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度(以下「供用年度」という。)において法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p>(2) <u>法人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等(以下「国庫補助金等」という。)の交付予定金額(法第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの)を控除した金額</u></p> <p>④1 <u>(2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>2 認定特定高度情報通信技術活用設備の供用年度において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合(当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合を含む。)</u>で、法人が、措置法第42条の12の6第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることはできないものとする。</p>

十 第42条の12の7(事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42の12の7-2 措置法第42条の12の7第1項に規定する認定事業適応事業者が、その取得又は製作をした同項又は同条第4項に規定する情報技術事業適応設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報技術事業適応設備が専ら当該認定事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該情報技術事業適応設備は当該認定事業適応事業者の営む事業の用に供したものと取り扱う。同条第3項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する生産工程効率化等設備等を自己の下請業者に貸与した場合についても、同様とする。</p>	<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42の12の7-2 措置法第42条の12の7第1項に規定する認定事業適応事業者が、その取得又は製作(以下「取得等」という。)をした同項又は同条第4項に規定する情報技術事業適応設備(以下「情報技術事業適応設備」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報技術事業適応設備が専ら当該認定事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該情報技術事業適応設備は当該認定事業適応事業者の営む事業の用に供したものと取り扱う。同条第3項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する生産工程効率化等設備等(以下「生産工程効率化等設備等」という。)を自己の下請業者に貸与した場合についても、同様とする。</p>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>42の12の7-4 措置法第42条の12の7第4項に規定する税額控除限度額を計算する場合における情報技術事業適応設備の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。同条第6項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額を計算する場合における生産工程効率化等設備等の取得価額についても、同様とする。</u></p> <p><u>(1) 法人が取得等をした情報技術事業適応設備につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）において法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p><u>(2) 法人が取得等をした情報技術事業適応設備につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額（法第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額</u></p> <p><u>④1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等（以下「情報技術事業適応設備等」という。）の供用年度において、当該情報技術事業適応設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合（当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合を含む。）で、法人が、措置法第42条の12の7第4項の規定による税額控除限度額又は同条第6項の規定による生産工程効率化等設備等税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<u>項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることはできないものとする。</u>

十一 第 44 条（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>圧縮記帳の適用を受けた場合の研究施設の取得価額要件の判定</u>）</p> <p>44-7 機械及び装置の取得価額が 400 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>（42 の 5～48（共）- 3 の 2（2）中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「機械及び装置」と読み替えた場合における 42 の 5～48（共）- 3 の 2（2）に掲げる場合を含む。）</u> は、その圧縮記帳後の金額 <u>（上記の 42 の 5～48（共）- 3 の 2（2）に掲げる場合にあつては、42 の 5～48（共）- 3 の 2（2）に定める金額）</u> に基づいてその判定を行うものとする。</p>	<p>（<u>圧縮記帳をした研究施設の取得価額</u>）</p> <p>44-7 機械及び装置の取得価額が 400 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>

十二 第 44 条の 2（特定事業継続力強化設備等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>圧縮記帳の適用を受けた場合の特定事業継続力強化設備等の取得価額要件の判定</u>）</p> <p>44 の 2-4 措置法令第 28 条の 5 第 2 項に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が 100 万円以上、30 万円以上又は 60 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品又</p>	<p>（<u>圧縮記帳をした特定事業継続力強化設備等の取得価額</u>）</p> <p>44 の 2-4 措置法令第 28 条の 5 第 2 項に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が 100 万円以上、30 万円以上又は 60 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品又</p>

改 正 後	改 正 前
<p>は建物附属設備が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) 中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 28 条の 5 第 2 項に規定する機械及び装置、器具及び備品並びに建物附属設備」と読み替えた場合における 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合を含む。</u>) は、その圧縮記帳後の金額 <u>(上記の 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合にあつては、42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に定める金額)</u> に基づいてその判定を行うものとする。</p>	<p>は建物附属設備が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>

十三 第 44 条の 3 (共同利用施設の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定)</p> <p>44 の 3-1 措置法令第 28 条の 6 の「一の共同利用施設の取得価額 (……) が 400 万円 (建物にあつては、600 万円) 以上」であるかどうかを判定する場合において、その共同利用施設が法第 42 条から第 45 条まで及び第 47 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) 中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 28 条の 6 の一の共同利用施設」と読み替えた場合における 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合を含む。</u>) は、その圧縮記帳後の金額 <u>(上記の 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合にあつては、42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に定める金額)</u> に基づいてその判定を行うものとする。</p>	<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定)</p> <p>44 の 3-1 措置法令第 28 条の 6 の「一の共同利用施設の取得価額 (……) が 400 万円 (建物にあつては、600 万円) 以上」であるかどうかを判定する場合において、その共同利用施設が法第 42 条から第 45 条まで及び第 47 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>

十四 第 44 条の 4 (環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>圧縮記帳の適用を受けた場合の環境負荷低減事業活動用資産の取得価額要件の判定</u>)</p> <p>44 の 4-1 措置法令第 28 条の 7 第 2 項の一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額の合計額が 100 万円以上であるかどうかを判定する場合において、<u>当該一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうちに法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある</u>とき (42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) 中「<u>税額控除対象機械装置等につき</u>」とあるのを「<u>措置法令第 28 条の 7 第 2 項の一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうちに</u>」と、「<u>予定されている</u>」とあるのを「<u>予定されているものがある</u>」と読み替えた場合における 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (<u>上記の 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に掲げる場合にあつては、42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) に定める金額</u>) に基づいてその判定を行うものとする。</p>	<p>(<u>圧縮記帳をした環境負荷低減事業活動用資産の取得価額</u>)</p> <p>44 の 4-1 措置法令第 28 条の 7 第 2 項の一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額の合計額が 100 万円以上であるかどうかを判定する場合において、<u>その機械その他の減価償却資産が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものである</u>ときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>

十五 第 45 条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>圧縮記帳の適用を受けた場合の減価償却資産の取得価額要件の判定</u>)</p> <p>45-3 措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号イ又は第 2 号イの一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円又は 500 万円を超えるかどうかを判定する場合において、<u>当該一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに法又は措置法による圧縮記帳の適用を受けたものがある</u>とき (42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) 中「<u>税額控除対象機械装置等につき</u>」とあるのを「<u>措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号イ又は第 2 号イの一の生産等設備</u></p>	<p>(<u>圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額</u>)</p> <p>45-3 措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号イ又は第 2 号イの一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円又は 500 万円を超えるかどうかを判定する場合において、<u>当該一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに法又は措置法による圧縮記帳の適用を受けたものがある</u>ときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>で、これを構成する減価償却資産のうちに」と、「予定されている」とあるのを「予定されているものがある」と読み替えた場合における 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2)に掲げる場合を含む。)</u> は、その圧縮記帳後の金額 (上記の 42 の 5～48(共)－3 の 2 (2)に掲げる場合にあっては、<u>42 の 5～48(共)－3 の 2 (2)に定める金額</u>) に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項第 1 号口若しくは第 2 号口の機械及び装置並びに器具及び備品で一 の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円若しくは 50 万円 を超えるかどうか、同条第 10 項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資 産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上である かどうか又は同条第 20 項各号、第 22 項各号、第 24 項各号若しくは第 26 項各 号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様 とする。</p>	<p>同項第 1 号口若しくは第 2 号口の機械及び装置並びに器具及び備品で一 の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円若しくは 50 万円 を超えるかどうか、同条第 10 項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資 産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上である かどうか又は同条第 20 項各号、第 22 項各号、第 24 項各号若しくは第 26 項各 号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様 とする。</p>

十六 第 45 条の 2 (医療用機器等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>圧縮記帳の適用を受けた場合の減価償却資産の取得価額要件の判定</u>)</p> <p>45 の 2-2 措置法令第 28 条の 10 第 1 項に規定する機械及び装置並びに器具及 び備品の取得価額が 500 万円以上であるかどうかを判定する場合において、当 該機械及び装置並びに器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定によ る圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>(42 の 5～48(共)－3 の 2 (2) 中</u> <u>「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 28 条の 10 第 1 項に規定</u> <u>する機械及び装置並びに器具及び備品」と読み替えた場合における 42 の 5～</u></p>	<p>(<u>圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額</u>)</p> <p>45 の 2-2 措置法令第 28 条の 10 第 1 項に規定する機械及び装置並びに器具及 び備品の取得価額が 500 万円以上であるかどうかを判定する場合において、当 該機械及び装置並びに器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定によ る圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づい てその判定を行うものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>48(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。)</u>は、その圧縮記帳後の金額（上記の42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合にあつては、<u>42の5～48(共)－3の2(2)に定める金額</u>）に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>措置法令第28条の10第3項に規定する器具及び備品並びにソフトウェアの取得価額が30万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>	<p>措置法令第28条の10第3項に規定する器具及び備品並びにソフトウェアの取得価額が30万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>

十七 第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（圧縮記帳の適用を受けた場合の特定農業用機械等の取得価額要件の判定）</p> <p><u>61の3-1の3</u> 措置法令第37条の3第2項に規定する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアの取得価額が30万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>42の5～48(共)－3の2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第37条の3第2項に規定する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア」と読み替えた場合における42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。)</u>は、その圧縮記帳後の金額（上記の42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合にあつては、<u>42の5～48(共)－3の2(2)に定める金額</u>）に基づいてその判定を行うものとする。</p>	<p>（圧縮記帳の適用を受けた場合の特定農業用機械等の取得価額要件の判定）</p> <p><u>61の3-1の3</u> 措置法令第37条の3第2項に規定する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアの取得価額が30万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>

十八 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い(1)…改正通達の適用時期(1))</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の42の5～48(共)－3の2(2)に係る部分に限る。)の取扱いは、法人がこの法令解釈通達の日付の日以後に取得又は製作若しくは建設をする当該改正後の42の5～48(共)－3の2に定める税額控除対象機械装置等について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした措置法第42条の11の2第1項に規定する特定事業用機械等、措置法第42条の11の3第1項に規定する特定建物等、措置法第42条の12の4第1項に規定する特定経営力向上設備等、措置法第42条の12の6第1項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備、措置法第42条の12の7第4項に規定する情報技術事業適応設備又は同条第3項に規定する生産工程効率化等設備等については、この法令解釈通達による改正前の42の11の2－7(2)に係る部分に限る。)、42の11の3－4(2)に係る部分に限る。)、42の12の4－9(2)に係る部分に限る。)、42の12の6－2(2)に係る部分に限る。)</u>又は42の12の7－4(2)に係る部分に限る。)の取扱いの例による。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(経過的取扱い(2)…改正通達の適用時期(2))</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の42の6－3、42の9－2、42の10－2、42の11－2、42の11の2－1、42の11の3－3、42の12の4－5、44－7、44の2－4、44の3－1、44の4－1、45－3、45の2－2及び61の3－1の3の取扱いは、法人がこの法令解釈通達の日付の日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、措置法第45条第2項又は第3項の規定の適用を受ける建物及びその附属設備にあつては、改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。)をする減価償却資産について適用し、法人が同日前に取得等をした減価償却資産については、なお従</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<u>前の例による。</u>	

第2 「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）関係

昭和55年12月26日付直所3-20ほか1課共同「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）のうち、次の「改正前」欄に掲げる部分をそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第10条の2～第15条（特別税額控除及び減価償却の特例）共通関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>（国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額）</u></p> <p><u>10の2～15(共)－3 措置法第10条の3第3項、第10条の4第3項、第10条の4の2第3項、第10条の5の3第3項、第10条の5の5第3項若しくは第10条の5の6第7項に規定する税額控除限度額又は同条第9項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額（以下「税額控除限度額等」という。）を計算する場合における措置法第10条の3第1項に規定する特定機械装置等、措置法第10条の4第1項に規定する特定事業用機械等、措置法第10条の4の2第1項に規定する特定建物等、措置法第10条の5の3第1項に規定する特定経営力向上設備等、措置法第10条の5の5第1項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備、措置法第10条の5の6第7項に規定する情報技術事業適応設備又は同条第5項に規定する生産工程効率化等設備等（以下「税額控除対象機械装置等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 個人が取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した年（以下「供用年」という。）に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額</u></p> <p><u>(2) 個人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場</u></p>	<p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>合 令第 126 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等の交付予定金額（法第 43 条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額</u></p> <p><u>(注) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の 12 月 31 日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 個人が税額控除対象機械装置等の供用年において税額控除限度額等の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第 126 条第 1 項各号に掲げる金額に基づき税額控除限度額等を計算して申告をしている場合において、供用年後の年分において法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けるときは、供用年に遡って税額控除限度額等の計算の基礎となった取得価額から(2)の国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額に基づき税額控除限度額等を修正しなければならないことに留意する。</u></p>	

二 第 10 条の 4 ((地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>10 の 4 - 6 削 除</u></p>	<p><u>(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>10 の 4 - 6 措置法第 10 条の 4 第 3 項に規定する税額控除限度額（以下第 10 条の 4 関係において「税額控除限度額」という。）を計算する場合における特定事業用機械等の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 個人が取得等をした特定事業用機械等につき、当該取得等をして事業の用</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>に供した年（以下この項において「供用年」という。）に係る年分において法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受ける場合 令第 90 条第 2 項各号又は第 91 条第 2 項の規定により計算した金額</u></p> <p><u>(2) 個人が取得等をした特定事業用機械等につき、供用年後の年分において法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 126 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等（以下第 10 条の 4 関係において「国庫補助金等」という。）の交付予定金額（法第 43 条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額</u></p> <p><u>(注) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の 12 月 31 日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 供用年において、特定事業用機械等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合（当該国庫補助金等の返還を要していないことが確定していない場合を含む。）で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第 126 条第 1 項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けることはできないものとする。</u></p>

三 第 10 条の 4 の 2（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>10 の 4 の 2 - 4 削 除</u></p>	<p><u>(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>10 の 4 の 2 - 4 措置法第 10 条の 4 の 2 第 3 項に規定する税額控除限度額（以</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>下第 10 条の 4 の 2 関係において「税額控除限度額」という。）を計算する場合における同条第 1 項に規定する特定建物等（以下第 10 条の 4 の 2 関係において「特定建物等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p>(1) <u>個人が取得等をした特定建物等につき、当該取得等をして事業の用に供した年（以下この項において「供用年」という。）に係る年分において法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受ける場合 令第 90 条第 2 項各号又は第 91 条第 2 項の規定により計算した金額</u></p> <p>(2) <u>個人が取得等をした特定建物等につき、供用年後の年分において法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 126 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等（以下第 10 条の 4 の 2 関係において「国庫補助金等」という。）の交付予定金額（法第 43 条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額</u></p> <p>(注) 1 <u>(2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の 12 月 31 日において見込まれる金額による。</u></p> <p>2 <u>供用年において、特定建物等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合（当該国庫補助金等の返還を要していないことが確定していない場合を含む。）で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第 126 条第 1 項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けることはできないものとする。</u></p>

四 第 10 条の 5 の 3 (特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>10 の 5 の 3 - 9</u> 削 除</p>	<p><u>(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>10 の 5 の 3 - 9</u> 措置法第 10 条の 5 の 3 第 3 項に規定する税額控除限度額 (以下第 10 条の 5 の 3 関係において「税額控除限度額」という。) を計算する場合における特定経営力向上設備等の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>(1) 個人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、当該取得等をして事業の用に供した年 (以下この項において「供用年」という。) に係る年分において法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受ける場合 令第 90 条第 2 項各号又は第 91 条第 2 項の規定により計算した金額</p> <p>(2) 個人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、供用年後の年分において法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 126 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等 (以下第 10 条の 5 の 3 関係において「国庫補助金等」という。) の交付予定金額 (法第 43 条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの) を控除した金額</p> <p>(注) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の 12 月 31 日において見込まれる金額による。</p> <p>2 供用年において、特定経営力向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合 (当該国庫補助金等の返還を要していないことが確定していない場合を含む。) で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第 126 条第 1 項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けることはできないものとする。</p>

五 第 10 条の 5 の 5 (認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>10 の 5 の 5 - 2 措置法第 10 条の 5 の 5 第 3 項に規定する税額控除限度額 (以下この項において「税額控除限度額」という。) を計算する場合における認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 個人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、当該取得等をして事業の用に供した年 (以下この項において「供用年」という。) に係る年分において法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受ける場合 令第 90 条第 2 項各号又は第 91 条第 2 項の規定により計算した金額</u></p> <p><u>(2) 個人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、供用年後の年分において法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 126 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等 (以下この項において「国庫補助金等」という。) の交付予定金額 (法第 43 条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの) を控除した金額</u></p> <p><u>(注) 1 (2) の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の 12 月 31 日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 供用年において、認定特定高度情報通信技術活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合 (当該国庫補助金等の返還を要していないことが確定していない場合を含む。) で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第 126 条第 1 項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第 42</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<u>条又は第 43 条の規定の適用を受けることはできないものとする。</u>

六 第 10 条の 5 の 6 (事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>10 の 5 の 6 - 4 措置法第 10 条の 5 の 6 第 7 項に規定する税額控除限度額</u> (以下この項において「<u>税額控除限度額</u>」という。)を計算する場合における情報技術事業適応設備の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。同条第 9 項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額 (以下この項において「<u>生産工程効率化等設備等税額控除限度額</u>」という。)を計算する場合における生産工程効率化等設備等の取得価額についても、同様とする。</p> <p>(1) <u>個人が取得等をした情報技術事業適応設備につき、当該取得等をして事業の用に供した年 (以下「<u>供用年</u>」という。)に係る年分において法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受ける場合 令第 90 条第 2 項各号又は第 91 条第 2 項の規定により計算した金額</u></p> <p>(2) <u>個人が取得等をした情報技術事業適応設備につき、供用年後の年分において法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 126 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等 (以下この項において「<u>国庫補助金等</u>」という。)の交付予定金額 (法第 43 条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、<u>国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの</u>)を控除した金額</u></p> <p>(注) 1. (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の 12 月 31 日において見</p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 供用年において、情報技術事業適応設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合(当該国庫補助金等の返還を要していないことが確定していない場合を含む。)で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第 126 条第 1 項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けることはできないものとする。</u></p>

七 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の10の2～15共-3((2)に係る部分に限る。)の取扱いは、個人がこの法令解釈通達の日付の日以後に取得又は製作若しくは建設をする10の2～15共-3に定める税額控除対象機械装置等について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をする10の2～15共-3に定める特定事業用機械等、特定建物等、特定経営力向上設備等、認定特定高度情報通信技術活用設備、情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等については、この法令解釈通達による改正前の10の4-6、10の4の2-4、10の5の3-9、10の5の5-2又は10の5の6-4の取扱いの例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>

第3 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）関係

平成 23 年 4 月 27 日付課法 2－5 ほか 2 課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第 17 条の 2～第 18 条の 4（共通事項）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>（国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額）</u></p> <p><u>17 の 2～18 の 4（共）－2 震災特例法第 17 条の 2 第 2 項、第 17 条の 2 の 2 第 2 項又は第 17 条の 2 の 3 第 2 項に規定する税額控除限度額（以下 17 の 2～18 の 4（共）－2 において「税額控除限度額」という。）の計算の基礎となる震災特例法第 17 条の 2 第 1 項に規定する特定機械装置等、震災特例法第 17 条の 2 の 2 第 1 項の表の各号の第 5 欄に掲げる減価償却資産又は震災特例法第 17 条の 2 の 3 第 1 項に規定する特定機械装置等（以下 17 の 2～18 の 4（共）－2 において「税額控除対象機械装置等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>（1） 法人が取得又は製作若しくは建設（以下 17 の 2～18 の 4（共）－2 において「取得等」という。）をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下 17 の 2～18 の 4（共）－2 において「供用年度」という。）において法人税法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受ける場合 法人税法施行令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされる金額</u></p> <p><u>（2） 法人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年度後の事業年度において同法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けることが予定されている場合 法人税法施行令第 54 条第 1 項各号に定める金額から当該供用年度後の事業年度において同法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けるとしたならば、同令第 54 条第 3 項に規定する「損金の額に算入さ</u></p>	<p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>れた金額（……金額を加算した金額）」となることが見込まれる金額（以下17の2～18の4(共)－2において「損金算入見込額」という。）を控除した金額</u></p> <p><u>④1 (2)の損金算入見込額を適正に見積もることが困難である場合には、(2)に定める金額は、同令第54条第1項各号に定める額から、当該供用年度終了の日において、同法第42条第1項に規定する国庫補助金等若しくは同法第45条第1項の金銭の交付を受け、同法第46条第1項の賦課に基づいて納付され、又は同法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けることが見込まれる金額（同法第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、同法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付を受けた金額で返還を要しないことが供用年度終了の日までに確定していないものを含む。）を控除した金額とする。</u></p> <p><u>2 法人が税額控除対象機械装置等の供用年度において税額控除限度額の計算の基礎となる税額控除対象機械装置等の取得価額を(2)に定める金額によることなく同令第54条第1項各号に定める額に基づき税額控除限度額を計算して申告をしている場合において、供用年度後の事業年度に同法第42条から第49条までの規定の適用を受けるときは、同令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされる金額に基づき供用年度の税額控除限度額を修正することに留意する。</u></p>	

二 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>この法令解釈通達による改正後の17の2～18の4（共）－2（(2)に係る部分に限る。）の取扱いは、法人がこの法令解釈通達の日付の日以後に取得又は製作若しくは建設をする当該改正後の17の2～18の4（共）－2に定める税額控除対象機械装置等について適用する。</u></p>	

第4 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（所得税編）関係

平成23年12月22日付課個2-32ほか1課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（所得税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げる部分をそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第10条から第11条の2まで（特別税額控除及び減価償却の特例）共通関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>（国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額）</u></p> <p><u>10 から 11 の 2 共-1 震災特例法第 10 条第 3 項、第 10 条の 2 第 3 項又は第 10 条の 2 の 2 第 3 項に規定する税額控除限度額（以下「税額控除限度額」という。）を計算する場合における震災特例法第 10 条第 1 項に規定する特定機械装置等、第 10 条の 2 第 1 項の票の各号の第 5 欄に掲げる減価償却資産又は第 10 条の 2 の 2 第 1 項に規定する特定機械装置等（以下「税額控除対象機械装置等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 個人が取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した年（以下「供用年」という。）に係る年分において法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受ける場合 令第 90 条第 2 項各号又は第 91 条第 2 項の規定により計算した金額</u></p> <p><u>(2) 個人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年後の年分において法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 126 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等の交付予定金額（法第 43 条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額</u></p> <p><u>（注）1. (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の 12 月 31 日において見</u></p>	<p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>込まれる金額による。</u></p> <p>2 <u>個人が税額控除対象機械装置等の供用年において税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第126条第1項各号に掲げる金額に基づき税額控除限度額を計算して申告をしている場合において、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けるときは、供用年に遡って税額控除限度額の計算の基礎となった取得価額から(2)の国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額に基づき税額控除限度額を修正しなければならないことに留意する。</u></p>	

二 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の10から11の2共-1 ((2)に係る部分に限る。)の取扱いは、個人がこの法令解釈通達の日付の日以後に取得又は製作若しくは建設をする10から11の2共-1に定める税額控除対象機械装置等について適用する。</u></p>	(新 設)